

高知県耕地自然災害防止事業実施要領

最終改正 令和7年4月1日

第1 趣旨

この要綱は、高知県耕地自然災害防止事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 方針

1 事業の目的

耕地災害危険地域における災害未然防止のために緊急に行う必要のある保全施設等を設置し、生産基盤の保全並びに民生の安定と地域の活性化を図る。

2 事業の内容

別記高知県耕地自然災害防止事業採択基準のとおり。

3 対象地域

第1項に示す耕地災害危険地域とは、以下のいずれかの地域とする。

- 1) 災害対策基本法第40条の規定に基づき、地域防災計画に掲げられている耕地災害危険地域。
- 2) 過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ下記のいずれかの流域治水に資する地区。
 - ア 田んぼダムの取組を行っている、または行うことが確実な地区
 - イ 河川事業と連携を行っている、または行うことが確実な地区
(河道修正・拡幅、遊水地の整備等)
 - ウ その他市街地・集落を含む地域排水に資する地区

第3 措置

1 実施計画の承認

別に定める計画概要表により計画書を策定し、知事の承認を得るものとする。

2 実施計画の変更

実施計画の変更については、高知県耕地自然災害防止事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に従う。

第4 助成

県は、事業実施市町村に対し、要綱により予算の範囲内で助成する。

なお、補助金は十万円単位とし、市町村営事業の補助金額は1事業あたり500万円を上限とする。

第5 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

高知県耕地自然災害防止事業採択基準

事項	採択基準	負担区分
耕地自然災害防止事業	耕地自然災害危険地域（地すべり、湛水防除、ため池等）における災害未然防止のために緊急に行う必要のある保全施設等を設置し、生産基盤の保全並びに民生の安定と地域の活性化を図る事業 ○採択条件 [対象] ①地域防災計画に掲げられている災害危険地域におけるもの ②過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資するもの（市町村営事業のみ） ③その他知事が必要と認める地域におけるもの（県営事業のみ） ○採択基準 ①県営事業 地すべり指定区域、地すべり危険区域、その他県管理区域及びこれに準ずる区域における災害未然防止のために行う工事及び委託業務（ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助事業の対象になるものは除く） ②市町村営事業 1）地域防災計画に掲げられている災害危険地域において災害未然防止のために行う工事（ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助事業の対象となるものは除く） [事業内容] 災害防止のために行う土留擁壁、排水路、承水路、アンカ、抑止杭、落石防止柵、排水ボーリング等の防災施設の設	①県営事業 県 100% ※上記のうち、ため池の耐震化に伴う補強工事及び委託業務については下記のとおりとする。 県 90% 市町村 10% ②市町村営事業 地すべり 県 80% 市町村等 20% その他 県 50% 市町村等 50%

事項	採択基準	負担区分
	置並びに頭首工、樋管、樋門、用排水機場等の老朽化等により災害防止上緊急に整備する必要がある施設の整備補強等。 2) 過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資する地区で行う排水改良工事（ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの、国庫補助事業の対象となるもの及び仮設的なものは除く） なお、本項に関しては、令和7年度までの措置とする。	